

世の中を良くする企業ファンド(野村日本株ESG投資)(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

ファンドは、ESG※を投資対象選定の主要な要素としており、「1.投資方針」にその詳細を記載しています。※ ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

●わが国の株式の中から、SDGs※やESGなどに係る社会的課題の解決への取り組みに着目し、利益成長することが期待される企業の株式に実質的に投資することを基本とします。

※ SDGsとは持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことといいます。

■ファンドが目指す社会的課題の解決への貢献■

・ファンドは、「高齢化社会」、「環境・エネルギー対策」、「社会効率化」、「新興国の生活改善」、「地域社会」の5つを解決すべき社会的課題(=投資テーマ)として掲げ、投資を通じた社会的課題の解決への貢献を目指します。

・ファンドは、SDGsやESGなどに係る社会的課題の解決へ取り組みながら利益成長が期待される日本企業(=「世の中を良くする企業」)の株式に投資します。

●株式への投資にあたっては、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチに基づいて、SDGs やESG への取り組み、企業理念や事業の持続性・革新性、一定以上の収益力の持続性、流動性やバリュエーションなどの観点から評価を行ない、組入銘柄及び組入比率を決定します。

■ESGスコアの活用■

野村アセットマネジメント独自のESGスコアが付与された銘柄で投資ユニバースを構築します。ESGスコアにおける評価項目は、E(環境)、S(社会)、G(ガバナンス(企業統治))、SDGsに関する項目によって構成されます。

* ESGスコアの詳細については後述の「ポートフォリオの構築プロセス」をご参照ください。

■ファンドの組入銘柄■

ファンドが組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「24.基準価額の主な変動要因等」をご参照ください。

■スチュワードシップ方針■

・野村アセットマネジメントは日本版スチュワードシップ・コードに署名しており、2011年には国連責任投資原則にも署名しています。

・当社は独自のESGステートメントに則り、スチュワードシップ活動において投資先企業におけるESG課題への取組みを的確に把握し、企業が適切に課題に取り組むよう対話に努めると同時に、投資判断に反映します。

●株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「野村日本株ESG投資マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

●株式への実質投資割合には制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

● デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2020年5月27日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。

8.決算日

原則、毎年3月24日(休業日の場合は翌営業日)。

9.信託報酬

純資産総額に年0.836%(税抜年0.76%)の率を乗じて得た額
<内訳(税抜)>

委託会社 年 0.42%、受託会社 年 0.04%、
販売会社 年 0.30%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧説を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたか、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

世の中を良くする企業ファンド(野村日本株ESG投資)(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年3月24日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。(原則再投資)

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について支唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[ESG投資に関するリスク]

ファンドは、実質的に投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されました。また、正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

世の中を良くする企業ファンド(野村日本株ESG投資)(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信／国内／株式

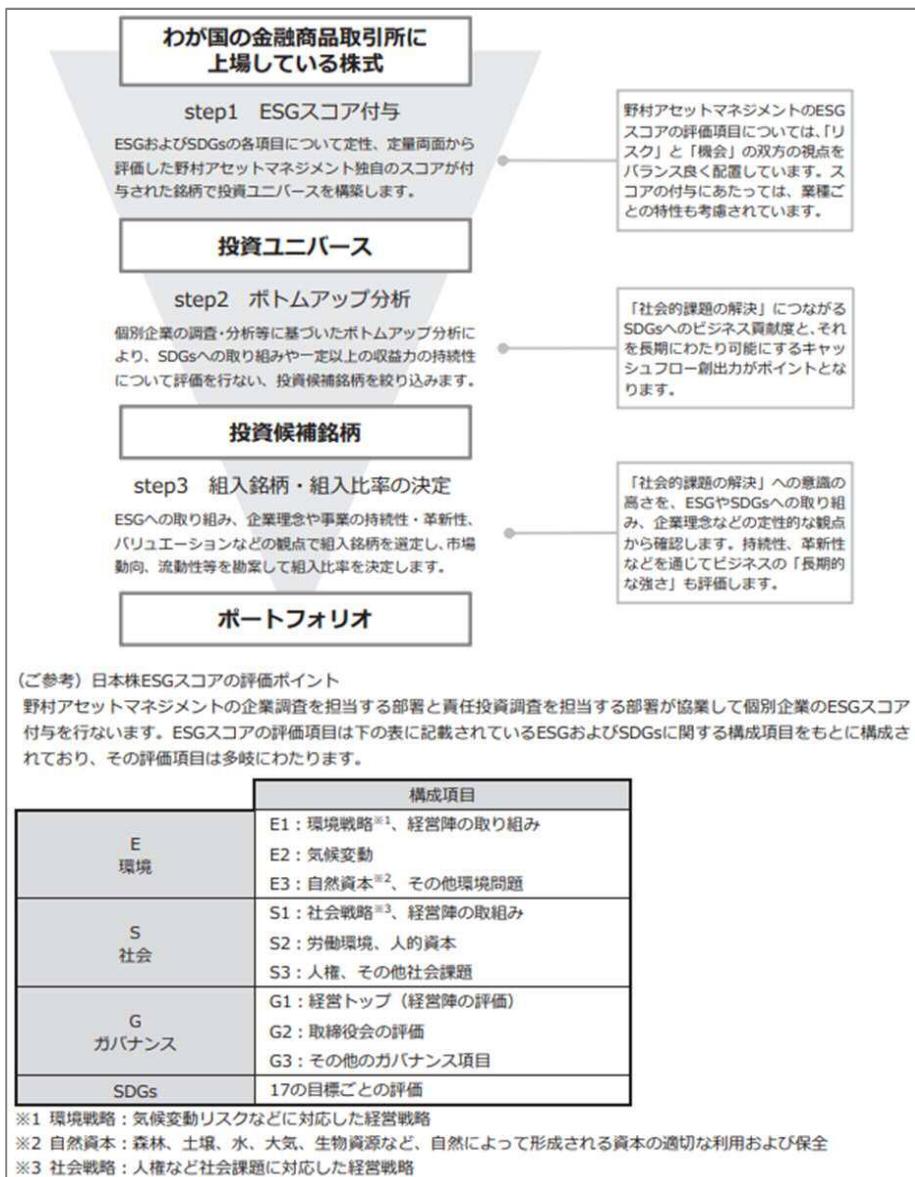
本商品は元本確保型の商品ではありません

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

◆ポートフォリオの構築プロセス◆



※上記ポートフォリオの構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧説を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されました。その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。